

沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議について

沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議は、基本計画の策定準備にあたり、本市における男女共同参画社会実現に向けた現状と課題を確認するとともに、関連法規の改正、政府方針や国際的動向等の社会情勢の変化を踏まえ、計画の骨子案に対する専門的、客観的な見地からの意見聴取を目的とする組織です。

【会議前後の流れ】

事務局（地域自治課）案の作成

- ① 市民アンケート結果、推進委員会での意見、法改正・政府方針・国際的動向等を踏まえて、第6次基本計画の素案に関する資料を事務局が作成します。

資料の事前送付・確認

- ① 資料を各委員へ送付します。（推進委員会委員を含む）
② 委員の皆様には資料を事前にご確認いただき、会議当日までに不明点の洗い出しや、日頃のお立場からご意見をお考え願います。

会 議 当 日

- ① 事務局から議題の主旨について説明します。
② 議題とする事項について、お持ち寄りいただいたご意見、ご助言、ご質問などをもとに討論いただきます。

（次回会議に向けた）事務局案の作成

- ① ご意見等を集約し、次回の議題となる第6次基本計画の素案に関する資料を事務局が作成します。

【参考資料】沼津市男女共同参画基本計画推進体制について

1 沼津市男女共同参画推進本部（要綱規定）

市長を本部長とする庁内組織で、部長職の職員による幹事会と基本計画に定める施策を所管する職員による調整会議を置き、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

2 沼津市男女共同参画推進委員会（条例規定）

沼津市男女共同参画推進条例第 16 条に規定される附属機関で、以下の事務を所掌します。

- （1）基本計画に関し、意見を述べること。
- （2）市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査審議すること。
- （3）その他、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

3 沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議（要綱規定）

推進委員会の付託を受けた懇話会で、基本計画の策定準備にあたり、関連法規の改正、政府方針や国際的動向等の社会情勢の変化を踏まえた専門的、客観的な見地から意見申述します。

4 推進委員会とアドバイザー会議の違い

基本計画案の諮問及び答申は、沼津市男女共同参画推進委員会にて行いますが、その前段階として、沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議にて、より専門的、客観的な見地から基本計画案の骨子を検討します。

5 基本計画推進体制概略図

